

## 経済学者議員リカード (3) ——後期第2会期(1821年)を中心に——

真 実 一 男

### I はじめに

われわれは前2稿(真実〔15〕および〔16〕)において、1819-20年度における経済学者議員リカードの議会におけるマヌーバーを追ってきた。ピータールー(Peterloo)によって召集された1819年の特別議会における「六法」反対およびそれに伴う議会改革の論議を別にすれば、そこでのリカードの主要関心は、金本位復歸をめざすピール法の擁護と農業苦況対策をめぐる穀物法批判との2点に絞られたといってもよかった。このうち前者についてみれば、ピール法による平価復歸がもたらした貨幣価値騰貴=物価下落がリカードの予測を上まわるものとなって不況を招来したことによって、同法の理論的支柱としてのリカードがピールとともにその責任を追求されるようになる。これに対してリカードは、それらはすべてイングランド銀行の愚行に歸せらるべきであるとしてその正当性を堅持するが、その論法はともすれば防衛的色彩をおびるようにもなってきた。また後者は、ナポレオン戦争後の農業苦況が慢性的様相を呈し、その原因究明と対策とを議会に要求する請願が相つぐに至った。のみならずそれらは、農業苦況の原因の一つにピール法による平価復歸をからめてきただけに、リカードは二重の意味において攻撃のマトにされた。これらに対してもリカードは、かれの『利潤論』(1815年)以来の論理によって、断固として穀物の自由貿易(ただし救貧税や十分の一税に見合う相殺関税は承認)こそが真の解決策であり、穀物法は廃止さるべきであると主張した。ただ既成事実として1815年の穀物法による既得権益があるかぎり、その即時的撤廃は行なえないかもしれないといふけれども。

ひるがえって本稿の問題とする後期第2会期は1821年1月23日に開会されたが、前記2点が今会期においてもリカードの主要関心事であり続けたことは、以下に詳説するところであろう。ただ今会期には、ピール法に予定された金本位復歸が(それもリカード的金地金本位復歸ではなく金貨本位復歸となったが)2年早められて実現をみることになり、それをめぐる論戦はいっそうのインパクトを与えられる。また農業苦況についても、ハスキッソン(W.Huskinson)の起草にかかるといわれ、リカード自身もその委員として势力的に活躍した『農業委員会報告書』(Report〔8〕)が提出され、<sup>(1)</sup>これをめぐって議会内外において論戦が白熱化する。このよ

うにこの1821年度会期はつぎの1822年度会期とともに、前後6会期にわたるリカードの議員生活の中ではそのハイライトをあびる部分とあってよく、そこでの主題は依然として金本位復歸に伴う貨幣価値上昇と農業苦況とであった。またそこでのリカードはかたくななまでに自己の立場を堅持して、論敵に一步も譲歩をみせまいとするが、しかもその防衛的姿勢はだんだんと強められていったといってもよかった。

以下ではむしろ日時順ではなくして問題別に—(1)金本位復歸関係—イングランド銀行現金支払関係と(2)農業苦況関係—今会期のリカードの議会マヌーバーを追うことにしたいが、両者はきり離しがたく結びついているので、一方の議論中に他方の議論がしばしば顔をだすという状況でもある。しかもここではただちにそのような主要論点に立入ることなく、さしあたってその前に両者を通じるものとしての「全国的苦況」についてのバーミンガム (Birmingham) 商人 (および製造業者) からの請願を皮切りとして取上げることにしたい。もっともそこでの主要論点は、実質的にはただちに金本位復歸の問題につながるものであったのだが。

## II バーミンガム商人の請願に対するリカードの演説

前稿 (真実 [16]) でもふれたように、当時の苦況は農業のみに止まらず商工業をもまきこむ一般的なものであった。なかでもバーミンガムは、前年に引続き今年もまた請願を議会によせた。<sup>(2)</sup>それは2月5日にはグレー (Gray) 卿によってすでに上院に提出されていたが (cf. ゴードン [3] P. 92.), 2月8日にはウォーリック州 (Warwickshire) 選出のダグデイル (D.S. Dugdale) 氏によって全国的苦況 (national distress) の原因の調査を要求するバーミンガム商人および製造業者からの請願書が下院にも出された。そしてこの後者をめぐってベアリング (A. Baring) とリカードとの間に以下のような論戦が展開された。 (cf. リカード [9] V/71-7, 以下ローマ数字の大文字によって巻数を、ローマ数字の小文字およびアラビア数字によってページ数を示すことにする。訳本には原本のページ数が附記されているので、引用に当っては訳本のページ数を省略した。なお訳文は利用させて貰ったが、かならずしもそれに従わなかった。) その主要論点は、1819年のピール法以来かれらの間で戦わされてきた平価復歸をめぐってのものであったが、その間にそれにまつわる諸論点をもあわせ含むことにもなった。

まずベアリングは、「苦況のひじょうに大きな部分が、……通貨の性質から発生したもの」とし、リカードの制度を侵害するつもりは毛頭ないとしても、「金で支払うか銀で支払うかの選択

(1) 前稿 (真実 [16] P. 28. 注9.) にあげた1820-22年の三つの『農業委員会報告書』中、この1821年のものが最も長くまた最も充実している。なおこれがハスキッソンの起草にかかるという点については、バーンズ [1] P. 171, ゴードン [3] P. 100, ヒルトン [4] P. 107, スマート [11] Vol. II. P. 68 等々をみよ。

(2) 1820年末からセンイ関係の製造業は回復しつつあったが、バーミンガムやシエフィールド (Sheffield) の鉄や刃物は深刻な不況に見舞われていたらしい。 (cf. スマート [11] Vol. II. PP. 20-21, ヒルトン [4] PP. 91-92, ゴードン [3] P. 91.)

権をイングランド銀行に与えるという便法」によって、「現在やきつく締めすぎた手綱をゆるめるように希望した。」

これに対してリカードはこれまた周知の論法で答えるが、以下例によって個条書的にかれの論旨を示せば、つぎのようにもなろう。<sup>(3)</sup>すなわちまず第1に、苦況の原因論としては種々のものがあげられうるとし、ある人たちによっては、「これ〔現在の苦況の起源〕は課税に歸せられるし、他の人たちによっては、貿易についての制限に歸せられる。そしてかれの友人〔ベアリング。以下Bと略称〕によっては、通貨における変更<sup>(4)</sup>に歸せられ、しかもかれ〔B〕は事実それをほとんど排他的な原因とみなしているように思われる」として、ベアリング批判の主要点を通貨価値の変更にもとづく苦況の発生に絞ろうとする。

第2にベアリングは以上の見解の下に異期間における穀物価格の比較を行ない、「その〔穀価の〕下落が約80sから60sであったとし、他の品目は均等な低下を蒙ったと推測する。」だとすればベアリングの意見は、「物価下落が全般的であり均等であった」と結論づけられよう。そしてまたこのようなベアリングの見解に対して、リカードはつぎのような反論を試みる。すなわち、「物価が全般的に同等の割合で下落した」のではなかったし、「穀物〔価格〕の下落ははかりしれない程激烈であったのに、他の多くの品目については下落しなかったかもしくは少なくとも同じ程度の下落はともかくなかった」はずであるという。

第3にリカードは、80sから60sへという25%の穀価下落およびそれに應じる物価下落という論点および苦況が「通貨における最近の変更〔1819年のピール法による金本位平価復歸〕に始まった」というベアリングの論点に対しても、金価格の異時点比較を試みることによってこれを批判しようとする。すなわち、金価格は、1816年—£4-0-0、1817年—£4-0-6、1818年—£4-2-0もしくは£4-3-0であり、1819年にピール法が成立したときには、£4-1-0であった。だとすれば、ピール法成立時の選択は、£3-17-10½の旧本位に復歸するか、約4%上げの£4-1-0の新本位に移るかの二者択一であった。25%騰貴を主張するベアリングはこの問題について、金地金が£5-0-0もしくは£5-10-0であったかのように論じているが、それは誤りであろう。もしも£4-1-0でなくもっと高かったならば、リカードとしても「鑄造本位〔£3-17-10½〕への復歸を提案しなかったであろう。かれ〔リカード、以下Rと省略〕が切望したことは、旧本位に復歸することではなくして、固定的本位を打ちたてることであったと釈明するのみならず、「数年前にわれわれがより大きな変動をもったときには、われわれはこのような苦況をもたなかった」として、すべての苦況を通貨価値の変動に歸せしめようとするベアリングを反駁する。

(3) スラッフアもいうように (cf. リカード〔9〕V/xxx-xxxii), 当時のハンサード (Hansard) への信頼性には不安を伴っていたので、当演説においてもスラッフアはしばしば新聞紙 Courier との比較によってそれを補整している。以下の紹介においてはそれらに関するスラッフアの脚注をすべて棚上げして、スラッフアによって調整ずみの本文のみを追うことにしたい。

第4に全国的苦況の主翼を担う農業苦況についても、リカードの論理は以前とまったく同一であり、それは「それ〔農業〕を保護するという目的のために制定された法律」すなわち穀物法に歸せしめらるべきであるとする。また農業保護議員であるカーウエン (J.C.Curwen) 氏やリットルトン (E.J.Littleton) 氏のいう公債所有者にくらべての「農業に対する租税の過度の圧迫」についても、リカードは租税がすべての階級に公平にかけられるというかれの従前の議論をまき返すことによって反論する。すなわち、「租税はつねにそれがかけられた商品の価格を引上げ、またそれゆえに消費者にふりかかる」とするのみならず、「もしもかれら〔農業者〕が報償価格をえられないとすれば、農業者が数年間にわたって穀物を栽培し続けえたということは不可能ではなかったのか」とまでいう。

また第5に本題ともいうべきベアリングの複本位制批判に入る前に、公債保有者への支払停止ないしは削減という問題を片付けるべくリカードはつぎのようにもいう。すなわち、それはリカードに苦痛を与えるものであるけれども、「もしも実際に配当金が削減されることになるとしたら、それは公然と行なわれ、策略や欺瞞が行なわれない」ようにすべきであるとして、前記第4の主張に少しばかりの譲歩を示すとともにその施行方法に条件をつけようとする。

第6にいよいよ主題ともいうべきベアリングの複本位制もしくは複支払制について、リカードはいままで批判を再述して、つぎのようにいう。すなわち、「これ〔Bの複本位制復歸の計画〕はかれ〔R〕にとっては通貨の真実で健全な原理からの完全な離反であるようにみえる。他の品目がつねに同一価格に止まりえないのと同様に、どの通貨も永続的に同一価格ではありえない。しかしながら金地金は、変動が最小の商品である……」とするならば、金による支払いによって将来を含む契約は最も忠実に履行され、もし金でなく銀で支払うという場合には借手が得をし貸手が損をするということにもなる。そしてまた「両金属がお互いに永く同一比率を維持することは、マレである。前者〔金〕が騰貴するのに、後者〔銀〕は下落するかもしれない。その場合現在60オンスの金を支払う義務を負うイングランド銀行は、それ〔金〕を受取った人に、もしも銀で支払われたならばかれ〔受領者〕がうけるであろうよりも沢山のもしくはより多くの名目額の商品を提出することを可能にするだろう」として、金銀比価の変動による貸借関係のヒズミの招来を指摘する。

なおまたその点に関連して金銀比価の変動の原因をまさぐってみれば、それはまったくイングランド銀行の悪しきマヌウバーによるものであるから、それこそがすべての責を負うべきものともされる。すなわち、「イングランド銀行は臆病な団体で流通の真実の原理に執着することがマレなので、経験によって誰もかれら〔イングランド銀行〕に金を要求しないことをしていたけれども、警戒して金の多量で不必要な購入を行った。」そしてまたイングランド銀行がベアリングの提案通りに金でなく銀で支払うことになった場合には、「かれら〔イングランド銀行〕はいまや 4s11 ½ d〔銀の現在価格〕と 5s2d〔銀の鑄造価格〕との差額に等しい利潤を実現するだろう。この利潤が停止するやいなや、両金属はそれらの相対的価値を回復しおえるだろう。

そしてその場合にはかれの友人〔B〕の提案の価値を発見することは困難であろう」として、銀地金価格が銀平価を下まわるかぎり、イングランド銀行が利益をうるとしても、やがて両者が一致するようになれば、ベアリングの銀による支払という複支払法はその妙味を失うことになるに違いないという。

第7にそれ以外の諸論点にも関説して、リカードはつぎのようにもいう。すなわち、「かれ〔R〕は我国の支出の削減が、救済の唯一の源泉でないとしてもその主要な源泉であるということに関していわれてきたことのすべてに、まったく同意する」のみならず、「同委員会が、予断されたもしくは特殊な見解ではなしに、貿易に対する現在の制限が当国家に有利であるかどうかを探究するであろうことを、かれ〔R〕は疑わない」として、支出削減と貿易制限反対の態度を再確認しようとする。

そしてまた最後の最後として第8にリカードは、地主と農業者との利益の相反をつくことによって、後者が前者のマヌウバーにふりまわされないようにとも警告する。すなわち、「かれ〔R〕は、土地の地代に関して以下のことをつけ加えたいだけである。すなわち、所有者と占有者のそれ以上に利害が異なるものはないということ。しかも後者〔占有者〕は、一階級〔所有者＝地主階級〕には有利であるかもしれないが、かれら自身〔占有者＝農業者階級〕には大いに有害な制限策を求めて、議会に請願するやうにと説得させられるということが、生じたのである」ともいう。

さてリカードの長口舌による以上の如き反論をうけたベアリングは、かれの信念をいま一度くり返すのみならず、「実際人としてのかれ〔B〕は、単独〔金〕標準をもつことになんらの目的をもみいださない。すなわち、このような標準の樹立は、振子の振動によって重量や尺度を規制しようとする王立協会もしくは他の抽象的哲学者の見解にはよりふさわしいかもしれないけれども」とすることによって、実際人ベアリング、理論倒れのリカードという図式を打ちだそうとさえする。

これに対してもリカードは再度自己の主張をくり返すことによって、自己の立場の固守をはかる。そしてその場合のリカードの論点は、大別してつぎの二つとなる。第1に「…かれの友人〔B〕の意見とかれ自身〔R〕のそれとの間の差異は、つぎの点にある。すなわち、かれ〔R〕は、商品の価格に関するポンド・スターリングの騰貴が $\pounds 4-1-0$ と $\pounds 3-17-10\frac{1}{2}$ における金価格の差異に等しい約4%もしくは5%にすぎないと主張する。他方かれの友人〔B〕は、その騰貴が25%に等しいと主張する。しかしロシア、オーストリアおよびフランスが紙幣の発行においてこの国と同一の制度を採用したけれども、かれの友人〔B〕がのべたような差異がこの国だけに起ったのはどのようにしてなのかと、かれ〔R〕は尋ねたい。しかしながらかれ〔R〕は、かれの友人〔B〕の見解と相違する。そしてかれ〔B〕の批判の原理は、いかなる金属通貨にも大きく反対に作用するのだらう」とする。のみならず第2にすぐに続けて、「かれの友人〔B〕の複支払の勧告に関しては、その勧告が採用されれば、イングランド銀行はそれ

自身の利益をかえりみることはマレであろうけれども、4s11dに低められた現在価格で銀を購入することによってかなりの額を儲けそうであるということは明らかである。しかしこの購買は5s2dの鑄造価格まで銀〔の価格〕を引上げて相対的に金の価格を上昇させるのに役立つだろうし、その結果は金をその国から追出すことになるのだから、これが他の諸理由のなかでもかれの友人〔B〕の学説に反対する議論である」ともいう。ここでのリカードは、ピール法による金本位復歸がもたらした貨幣価値騰貴の幅をベアリングより低くみつめるだけでなく、ベアリングの提唱する複支払制が結局のところ金の国外流出を招くことをも主張して、実際ベアリングに対して実際的に答えようとしているともいえよう。

### III イングランド銀行現金支払法案をめぐるリカードの演説

以上のリカードとベアリングとの論戦は、イングランド銀行の金本位復歸が2年くり上って本年度に実施されるということによって、さらに加速化される。事実3月19日と4月9日との2回にわたる「〔イングランド〕銀行現金支払法案」<sup>(4)</sup>をめぐる両者の応答は、その論戦に一段の拍車をかけた。しかし結論を先取りすれば、そこでの両者はともにそれぞれ自己の従来の主張をくり返すだけで、その間に進展はみられなかったように思われる。われわれは、順次その過程をたどることにしよう。

#### A. 第1回演説（3月19日）

前述したように（cf. 真実〔15〕P.102.）1819年のピール法は、イングランド銀行に対して、1822年5月1日にリカードの推奨する金地金制に代えての金貨発行を選択的に認めていたのみならず、1823年5月1日には現金支払を開始することを義務づけていた。藏相バンシットアート（Vansittart）は3月19日の下院で、「この選択力〔金地金復歸に代えての金貨発行〕は、1821年5月1日に実際的に行なわれるようになさるべきであると提案する。」そしてまたその理由としては、(1)他国の流通を制限することによって商業に好ましからざる影響をうみだしたイングランド銀行の急速な金の蓄積と(2)イングランド銀行券の広くゆきわたった偽造とをあげる。

これをうけてベアリングは、ピール法の原理が再考察されるようにという動議を提出する。なぜならば、現金支払復歸に伴なう通貨価値の騰貴と負債の増加した負担とが国家の苦況の原因だと思われるのだからとする。「かれ〔B〕はみずからその〔金〕標準からの離反を提言するほど大胆ではないが、かれ〔B〕は現体制の害悪に対して二つの救済策を提案するだろう」といい、すぐに続けて、「その第1は、イングランド銀行券の地金による支払というプランを永続的なものにする、あるいは失礼にならずにかれ〔B〕がリカード体制とよんでもよいものを継続させることである。なぜならば、かれ〔B〕の意見では、そのプランを永続的に樹立す

(4) これに関連するものとして、「才出—アイルランド銀行」（2月2日）や「〔アイルランド〕銀行現金支払」（3月28日）に関する2演説もあるが、それらは主としてアイルランド銀行の現金支払についての問題であると思われるので、割愛した。

ることが、この国の通貨に現在感じられている緊張をときほぐすのにとくに適合しているのだから。……偽造の危険については、現在の不細工なイングランド銀行券よりも、模倣するのが難しいものを考案することには、多くの巧妙さが要求されえないだろう。あるいは少額紙幣に代えて、かれ〔B〕は代用貨幣を提案するだろう」として、リカードの金地金復歸には原則的に賛意を表明するのみならず、偽造に対してはより精巧な銀行券ないしは金代用貨幣の発行を提案する。にもかかわらず「かれ〔B〕が提案しなければならない第2の救済策は、複本位制、すなわち金・銀本位制の樹立である」として、ここではリカードに反対してベアリングの旧来の主張をくり返す。

他方これをうけてのリカードの反論の主眼点は、ベアリングの第1と第2の救済策の矛盾をつくことによってかれの複本位制を批判することに指向されるが、これまた従来主張のむ返しであるように思われる。以下順をおって、その紹介を試みよう。(cf. リカード〔9〕V/92-97.)

第1にリカードは、金本位制を議論の外におきもっぱら複本位制の適合性を主張するベアリング批判の伏線として、イングランド銀行の調整能力を問題とする。すなわち、「かれ〔R〕はこのような権限〔通貨流通量を適当に増減するという1797年に議会によってイングランド銀行に許可された権限〕がこの許可を濫用しそうにない手中に預けられえないことには同意するけれども、かれ〔R〕はそれがいかなる状態の下でもいかなる人にも委託されるには大変危険な権限であるものとみなす。イングランド銀行はあたかもそれ〔その標準〕がまったく金と銀とから構成されているかのような標準に通貨を保持してゆくことをその権限の中にもっていたということは、真実である。かれ〔R〕は、それ〔イングランド銀行〕がその当時そのようにする完全な権限をもっていたと主張する。しかしながらイングランド銀行は、その義務をなおざりにした」として、イングランド銀行の通貨調整力の行使に疑問をなげかける。

だとすれば第2に、戦争が終結し、金地金本位復歸が問題となった1819年にはつぎの二つの可能性が議会に提出されることになる。すなわち、(1)「われわれは現在の減価したところにわれわれの通貨の標準をとるのだろうか？」それとも(2)「われわれはそれ〔通貨の標準〕を1797年以前のところにとるのだろうか」という時価復歸か平価復歸かという選択なのであった。事実フォルクストーン (Viscount Folkstone) 卿は、前者を主張された。しかし「この点についてかれ〔R〕は、金が当時十分に減価していなかったことを考えて、かれの高貴な友人〔フォルクストーン〕とは意見を異にした。もしもそれ〔金〕がより以上に減価していたとすれば、かれ〔R〕はより変動的な標準の採用よりもそのプランの方を選んだことだろう」として、当時の金地金価格と金鑄造価格との僅少差からする平価復歸の採用を辯護するというリカードの周知の議論をくり返す。

さてそのような二つの前おきののち第3にリカードは、ベアリングの複本位制に直接対決しようとする。すなわち、「かれ〔R〕を理論家とよんだかれの友人〔B〕は、かれ自身考えを大

いに変えたように思われる。かれ〔R〕自身の意見はつねに、たった一つの標準があるべきであり、その標準は金であるべきだというものである。なぜならば、銀はそれ〔銀〕が価値において金以下に下落し、そのようにして最大の混乱を引起すだろうというような変化を蒙むりやすいのだから。しかしかれの友人〔B〕は、以前には両標準の採用が利益を伴うだろうと主張した。しかしながらいまではかれの友人〔B〕は、もう一つ別の考えを提出しており、それが驚ろきをもってかれ〔R〕を襲ったことをかれ〔R〕は告白する。かれの友人〔B〕は固定通貨のすべての利益を認め、金がその標準として採用されるべきであるという気持ちにさせられているように思われる。しかしまたかれの友人〔B〕は、イングランド銀行がなお金を唯一の標準として保持しながら、かれら〔イングランド銀行〕の選択において来るべき10年間にオンス当り 5s2d で銀で支払うことを許され、そしてそのとき銀の価格を金の標準に調整することを許されるべきであるとも考えている。さて10年間が経過する以前に、銀が 4s もしくは 3s6d に下落したと想定すれば、その期限の終りには、それ〔銀〕を〔造幣価格の〕 5s2d に引上げ、そのようにして10年ごとにそれ〔銀〕を調整することが、かれの友人〔B〕の原理にもとずいて、必要となろう。これは疑いもなく、考案されうるかぎりでの最も変動する標準の一つであろう」として、ベアリングが金標準をとりながらしかも銀による支払を主張するという背理を鋭くつこうともする。

第4にリカードはまた、苦況の原因をもっぱらピール法による通貨価値の上昇に歸せしめようとするベアリングに対して、そのいわれなき理由をこれまた周知の理論によって展開しようともする。すなわち、ベアリングのいう苦況のマンエンはリカードも認めるところであるが、「しかし理論家ではないかれの友人〔B〕は、にもかかわらずこれらの苦況の原因について一つの理論をもっており、その理論によってかれ〔B〕はそれら〔苦況〕のすべてを通貨の状態に歸せしめている。さてかれ〔R〕にとっては、それら〔苦況〕がひじょうに多くの原因のせいになれるというのが真実であるようにみえる。それら〔苦況〕は、豊富な収穫や、以前には起らなかったアイルランドからの巨額の輸入や、今後はよりはげしく感じられるだろうとかれ〔R〕が気づかう農業における改善から生じたものかもしれない。これらの原因をかれの友人〔B〕はまったく見過ごし、すべての罪を通貨になされた変更におく。……かれ〔R〕は、金が価値において変更しただろうということを認める。それは、それに対して防ぎようのない出来事なのである。しかし銀が標準として採用されていたと想定すれば、それ〔銀〕もまた変動しなかったのだろうか？かれの友人〔B〕は、もし銀が標準にされていたならば、それ〔銀〕は価値においてけっしてそれだけは下落しなかつただろうと主張する。しかしかれの友人〔B〕は終始、金と銀との間のすべての差異が金の上昇にもとづくという仮定のうえで論じている。しかしながらこれは、公正ではない。なぜならば、両金属の相対的価値に差異が生じたときに、かれの友人〔B〕は金が騰貴したという権利をもつのもと同じく、かれ〔R〕はまさに、銀が下落したという十分な権利をもつのだから。最も確実なテストは、外国為替の率である。もしも



かれの友人〔B〕が1816年にポンド・スターリングはフランスの銀貨でどれだけのネウチがあり、それ〔ポンド・スターリング〕は現在どれだけの価値なのかをみてみれば、かれ〔B〕は10%以上の変動を立証するのがむつかしいことをみいだすだろう。かれ〔R〕は下院に、1817年には小麦が109sで売られ、〔金〕地金がそのときには£3-18-6であったことを想起するように懇願する。かれの友人〔B〕は、その〔小麦の〕価格が通貨の減価にもとづくというのであろうか？もしもそうでないとしたら、現在の穀物価格は他の多くの原因によるものだろうということを認めることによって、かれ〔R〕はかれの友人〔B〕に過多のものを譲歩するように要求しつつあるのだろうか？」として、ベアリングが苦況の原因を金本位復歸による通貨上昇一本に絞り、その救済策として銀による支払を含む金・銀複本位制を提唱するのに反対して、リカードは銀もまた金同様に変動しうるし、金銀比価の確実なテストとしての外国為替（金貨国イギリスと銀貨国フランスとの）でみてもベアリングの推論の過大さはいなめないのであり、むしろ苦況に対しては豊作、アイルランドからの輸入増加、農業技術向上等の複合原因論の方がより説得的であると主張している。

第5にリカードは、戦時中に多量の資本が支出されてしまったというベアリングの論点に対しても異論を唱える。すなわち、「かれ〔R〕は、戦時中における個人の貯蓄が政府の放漫な支出を相殺してあまりがあつたということが分っているのだろうし、また戦争終結時における国家の資本が、その開始時におけるよりも大きかったと信じる」ともいう。<sup>(5)</sup>

第6にリカードは、「なぜわれわれは世界の他のところよりも純粋な〔金〕標準をもつべきなのか？」というベアリングの疑問に対しても、「…もしも他の国が誤ったものを採用するとしても、われわれがかれら〔他国〕の例に従うべきいかなる理由があるのだろうか？」と反問し、さらにつぎのようにのべる。すなわち、「最良可能な標準を獲得する〔Rの〕試みは、かれの友人〔B〕によって、かれ〔B〕がいかなる価値をも附与しない一片のカザリ（coxcombr）として特徴づけられてきた。しかし金融の問題において、われわれがわれわれの隣国よりもよき体制を得ることができたら、われわれはたしかにそれを採用することを正当化される。かれ〔R〕は疑いもなくよりよき体制を望み、そして一金属〔金〕が通貨の標準として採用され、二金属〔金・銀〕の体制の斥けられるのをみようとかれ〔R〕が望むのは、その理由からである」として、複本位制にまさる金本位制を他国にさきがけて採用することが、たんなるカザリとしてでなく擁護に値するものであることを強調する。

第7にリカードは、イングランド銀行券の偽造防止策としてベアリングの提案した金代用貨幣についても、つぎのように批判する。すなわち、「このような体制〔金代用貨幣を採用する体制〕の必然的歸結は、その代用貨幣が外国で模倣され、ソベリン〔金〕貨の価値とソベリン貨を代表する代用貨幣の価値との間の差異に等しいだけのわれわれの通貨の減価をひじょうに速

(5) リカードは『原理』においても、苦況の原因論として(i)交易通路の急変と(ii)資本不足とをあげ、戦後苦況が(ii)ではなく(i)によるものであるという。(cf. リカード〔9〕I/265.)

やかに生みだすだろうような数量で、それ〔その代用貨幣〕がこの国に流入するだろうということである。もしもかれ〔R〕が金代用貨幣の導入にかれの同意を与えるように説得されうるとしたら、それ〔金代用貨幣〕はソベリン貨の価値とほとんど等しい価値のものでなければならない。かれ〔R〕は、地金を金貨に鑄造する実際の費用を償なうのに十分なのであるだろうよりも多くの合金が代用貨幣の中に入るのを許さないだろう。このような計画は、偽造者の進入に対する十分な保証であり、採用されるのが有利であるかもしれない」として、ベアリングの金代用貨幣に対する警戒論ないしは反対論を展開する。

また第8に、偽造防止策としての藏相バンシッターによるイングランド銀行券発行縮小論については、リカードもベアリングとともにその有効性を疑う。すなわち、「発行高がまったくイングランド銀行券からなっていようが、また半分がイングランド銀行券で半分がソベリン貨からなっていようが、偽造の危険は同一である。偽造に対する唯一の効果ある救済策は、イングランド銀行が正金での支払を始める時期を早めることであろう。もしもそうすることによって最も望まれる目的が遂行されるのであれば、かれ〔R〕はかれ自身のプラン〔金地金復歸〕を完全に放棄する用意がある。そしてかれ〔R〕は、かれら〔イングランド銀行〕がこの時点において数ヶ月のうちに1797年以前にこの国に存在していた通貨制度〔金貨本位制〕に復歸することによって、かれら〔イングランド銀行〕の紙幣の模造に対する最良で唯一の保証を提供するというような準備の状態にあることにまったく満足している」として、真の偽造対策は金本位復歸しかなく、しかもそのためにはリカードの年来の主張である金地金復歸に代わる金貨本位復歸でもよいとの譲歩さえみせているといえよう。

また第9にリカードは、それとの関連でイングランド銀行が金貨を蓄積しすぎているのでその防止策が必要であるというバンシッターに対しても、つぎのような批判を行なう。すなわち、「イングランド銀行はひじょうに多量の地金をもっているが、ひじょうに少量の金貨しかもっていないというのが事実である。それゆえイングランド銀行の手中に金貨が蓄積されるのを防止する手段を提案することは、まったく起りそうにない危険に対して備えようとするのである」として、バンシッターの事実誤認とそれに基づく対策の無効性を指摘する。

最後に第10にリカードは、高利禁止法 (Usury Law) にふれ、その撤廃に賛成し、利子率を市場利子率に合わせて切下げるべきことを提案する。<sup>(6)</sup>すなわち、「高利に関連する法律について、かれ〔R〕はそれら〔高利禁止法〕が撤廃されるのをみるのがきわめて嬉しいと思うだろう。そしてかれ〔R〕は、それらの法律の撤廃に対して、市場における利子率が実際に〔高利

(6) この点については、4月12日にオンスロー (S. Onslow) 氏によって提出された高利禁止法撤廃動議にさいしてのリカードの賛成演説をも参照のこと。(cf. リカード〔9〕V/109-110.)

なお1818年4月30日の高利禁止法に関する委員会におけるリカードの証言につけられたスラッフアのノートによれば (cf. *ibid.* PP. 335-336.), オンスローはその前年の1817年以来幾度もこれに挑戦し、リカードもまた1823年6月17日には本年度と同様な賛成演説をしたらしい。ちなみに高利禁止法の撤廃は、リカードの死後1833年から1854年にかけて、なしくずし的に行われた。

禁止法できめている] 5%以下に下落している現在よりもっと適当なときはないと考える。市場における利子率は、1819年以来かわることなく5%以下であった。イングランド銀行がかれら〔イングランド銀行〕に提示された手形を、一つの不変の利子率〔5%〕でなく市場における利子率の変更に従って変化する利子率で割引することは、商人の利害にとって大きな利益であるだろう」として、高利禁止法の撤廃と利子率の5%以下への切下を積極的に主張する。

さて以上によってイングランド現金支払法案をめぐるリカードの第1回演説を終るが、<sup>(7)</sup>そこでの主たる相手はベアリングであり、その主要論点は苦況原因としての通貨価値の騰貴=物価下落とその救済策としての複本位制をめぐるものであったというえよう。そしてそのような相手によるそのような論点はまた、そのままりカードの第2回演説にも引継がれることになる。

#### B. 第2回演説(4月9日)

第2回論戦が大筋において第1回論戦のむし返しであったことは、すでにのべた。しかしここでは新たにロンドンの銀行家であったアトウッド(M.Attwood)が参加し、ベアリングと協同戦線をはることによってリカードと対抗しようとする。以下リカード対ベアリング+アトウッドの議論をより具体的に追うことにしよう。(cf. リカード〔9〕V/105-108.)

まずベアリングは、イングランド銀行現金支払についてのすべての主題を再考察すべき特別委員会が任命さるべきであるという修正動議を提出する。なぜならば「かれ〔B〕が考察すればするほど、それだけかれ〔B〕はそれ〔その主題〕が当国によって経験されているすべての苦況とそれら〔苦況〕への救済策とが含まれるまさにそのものなのであると感じるのだから」という。またアトウッドは、それにただちに賛成演説して、1819年以来貨幣の価値が20%ないし30%騰貴しており、リカード氏によって予測されたような3%ではなかった」とする。他方藏相バアンシタートは、このベアリングの修正動議に反対する。

これらをうけてリカードは、「討論の過程でかれ〔R〕がそのようにシンラツに言及されたのでなければ」あえて立つ必要はないのだがと断わりながら、ベアリングおよびアトウッドの両者を批判することによって自己を防衛しようとする。

まず第1に、「かれ〔R〕は、現在の手段が特殊な階級〔農業者階級やバーミンガムの商工業者階級〕に及ぼす結果に対しては答えることができない。しかしもしもかれ〔R〕がずっと以前に与えた忠告が採用されていたならば、——もしもイングランド銀行が、かれの勧告したように金を買うことなしに売っていたならば——その結果はそれ〔その結果〕が現在あるところのものからはひじょうに違っていただろう」として、リカードはかれの処女演説(cf. 真実〔15〕P. 100.)の主張をくり返し、その責がイングランド銀行にあって自分にはないとする。

第2にまた、「いかなる金属流通の体制にあっても、金属それ自身がうける変更に対して防衛

(7) このあと、ピール(R.Peel)とエリス(E.Ellice)の両氏が、ベアリング批判、ピール法擁護の立場からの演説を行ったらしい。(cf. ゴードン〔3〕PP. 105-106.)なおこのうち前者については、ピール〔6〕Vol.I. PP. 157-158をも参照のこと。

することは、不可能である。しかも当夜かれら〔議員〕がきいたすべての不平は、金属価値の変化に関係するものであった。1819年の手段が採用されたとき、かれら〔議員〕はそれ〔その手段〕が金紙間に作った変更は4%であったことをしていた。しかもそれをしながら、かれら〔議員〕はかれらがとりまかれているすべての困難の中で、その手段を勧告したのである」として、リカードは当時の金紙のヒラキが4%にすぎなかったという主張をこれまたくり返す。

そしてまた第3に、このような自己防衛の伏線のうえに、リカードは当面の論敵であるベアリング批判にのりだす。すなわち、「トントン (Taunton) 選出議員〔B〕はあたかも金標準が1819年の新機軸であったかのように、この主題についての思考に入っている。この〔金〕標準は、1796年と1798年との間のある時期にすでに採用されていた。この時期までは、金と銀とが標準であった。かれ〔藏相〕が銀は£25の額までしか法貨でなかったというとき、藏相は誤解して苦しんでいる。それ〔£25〕が当国の変質した (degraded) 通貨の最高額であったということは、真実である。しかし人はかれ〔人〕の銀をもって造幣局へゆくかもしれないし、そうすれば£100,000が標準価値〔5s2d〕の銀で支払われるかもしれない。しかしながらこのことは、誰の利益にもならなかった。しかし〔反対に〕金が造幣局に運ばれたのであり、だから金が事実上標準になったのである。〔両〕金属の相対価値の変化は、かれ〔R〕がのべた1796年と1798年との間の期間に起った。そして法律の状態と金と銀との相対価値とによって、儲けるために大量の銀が造幣局に運ばれた。もしも政府が介入しなかったならば、1ギニア〔の金貨〕も当国ではみいだされず、そして銀が標準となっただろう。政府は、一方で変質した価値の銀通貨があり、もう一方で標準価値のものがあるのに気がついて、議会の法律によって、銀に対して造幣局を閉じた。そしてまたかれ〔R〕は、金がそのとき標準になっていなかったのかと問うのである」として、リカードは1819年以前にも金本位制が事実上存在したことを確認することによって、それを否定するベアリングを批判しようとする。

さらに第4にリカードは、ベアリングのR批判の焦点ともいべき金の価格騰貴＝物価下落およびその救済策としての複本位制に対しても、つぎのように反論する。すなわち、「〔そもそも〕イングランド銀行がかれ〔R〕の勧告に反して金を買わなかったならば、金は騰貴しなかっただろう。しかし金が騰貴したというのは、たんなる仮説にしかすぎない。相対価値が変化させられたとき、一方が騰貴したのかあるいは他方が下落したのかを示すには、どのような基準がみいだされうるのだろうか？かれ〔B〕の高い権威が要求する配慮をしてその委員会〔ピール委員会〕で調査されたかれの友人〔B〕は、〔そのとき〕銀本位よりも変動の少ないものとして金本位を勢力的に勧告した。しかもかれ〔B〕は現在、かれのフランスでの経験から、銀がひじょうに少ししか変動しなかったとのべる。かれの友人〔B〕の理論は、このようにしばしば変化する。〔Bによって〕かれ〔R〕は振子の振動とともに動き、また通貨をわが国の状態に適しないぐらい完全な程度にまでおこうという見解を抱くものの代表とされるが (cf. 前掲2月

8日のBの演説), かれ〔R〕自身の理論は変化していないのである。かれの友人〔B〕自身は、通貨の完全性について〔Rと〕同一の見解をもっている。だからかれ〔R〕は、かれの友人〔B〕がこれらの意見〔通貨の完全性についての見解〕を抱き続けたいのを、イカンであると思う。かれの友人〔B〕は、人間の心を不安定の状態に止めておくという危険について話した。しかもかれ〔B〕はたえず、新しい思いつきをもって下院にやってくる。不安定と驚駭という弊害は、議会がかれら〔議員〕の採用した手段を固守するように決心することによって、除去されうるだけである。かれの友人〔B〕のような偉大な権威からでてくるこのような思考は、多くの危害をなすような傾向がある」として、リカードは前回(3月19日)同様今回も、ベアリングの変節をつくのみならず、いったん金本位復歸がなされた以上それを固守することが不安定性除去の必要策であるとして、金本位制の継続を断固として主張せんとする。

第5にリカードは、貨幣価値の変動と分配関係の変動との関係をとらえようとする。すなわち、「われわれは、労働者をして賃銀の下落に同意せしめえないし、またかれら〔労働者〕はかれらの雇用者の資本を費消させると、いわれてきた。貨幣価値を変更することによって、かれら〔労働者や雇用者〕が財産の分配を変更したということは、真実である。通貨の価値を増加させることによって、公債所有者がより多くの価値をうけとり、もう一人のものがより多くを支払うのである。……地主がより多くの価値をうけとり、また農業者はより多くを支払う。このようにして財産の分配は、つねに通貨の変更によって変更させられる」として、リカードは、貨幣価値の変動(騰貴)が財産もしくは所得分配の変動を起こすことを認め、公債所有者がそれによって利益をうけることをも承認するが、しかも地代に関するかぎり地主の利益は農業者=農業資本家の不利益によって償われることを指摘する。<sup>(8)</sup>

そしてまたそのような第5にすぐ続けて第6にリカードは、さらにこのような財産ないし所得変動とグラット(glut)との関係をも問題にしようとする。すなわち、「この変更〔通貨価値変更による財産分配の変更〕は、市場においてある商品のグラットを引起すかもしれないということは、まったく可能である。例えば……もしも労働者が以前よりも多くの貨幣をうけとるようになり、かれらの雇用者がより多くのものを支払うようになっているとしたら、<sup>(9)</sup>通貨の変化によってその財産が減少した人〔雇用者〕が要求しただけの量の極上のラシヤを労働者が要求するというようなことは、ありそうにない。その結果は、市場におけるラシヤのグラットであろう。このように財産の分配を変更させることによって、ある商品の需要に変更がなされるだろう。財産の増加に伴って、市場にやってくる新しい嗜好に対する供給の不足があるだろう。また〔反対に〕その〔人の〕資力が下落した嗜好に対しては、供給の過多があるだろう」

(8) この点については、租税負担論における地主と農業者との利益背反をも参照のこと。(cf. リカード〔9〕I/210-211.) なおその個所を解説した真実〔14〕PP. 103-104をもみてほしい。

(9) ここではスラッフアの脚注にしたがって(リカード〔9〕V/107, note 2 & 3.), 本文の労働者と雇用者を入れかえて訳出した。

として、リカードは、通貨価値の変更に伴う財産ないし所得分配の変更が一時的、部分的グラットを引起すことを承認している。<sup>(10)</sup>

以上主としてベアリングに対する反論に力を注いできたリカードはここで一転して第7に、ベアリングとともにリカードを批判するアトウッドに対してのリジョインダーに移る。すなわち、「キャリントン (Callington) 選出議員 ([M.] アトウッド氏) は、すべての商品における価格の変動を通貨に歸せしめてきた。かれ [R] は、同議員に前世紀中の穀物価格の変動を注視し、またもしできるならばそれら [穀物価格の変動] を通貨と連結させるように懇願する。通貨になんらの変更も起こらなかったときに、穀物 [価格] は40%ないし50%騰貴した。穀物の低価格は、アイルランドからの大量の輸入、生産的収穫〔豊作〕、国内にあるひじょうに大きな穀物過剰に歸せしめらるべきである。誰もある一定量以上のパンを食うことができないので、需要は限られている。もしも市場にいつもの、通常量以上のものがあれば、その価格は下落するに違いない。わが国の価格がいかなる他国におけるよりも高いので、わが国は穀物に対するハケ口をもたない。もしも価格の変動が貨幣標準に歸因するのであれば、……すべての国家は同じような変動によって影響されていたに違いない。そしてかれ [R] は、かれの友人 [B] がその点について、フランス、アメリカ、ロシア、スペインおよび他の国々でのかれ [B] の経験をかれら [議員] に話さなかったことに驚くのである。しかしもし [価格の] 変動がかれ [R] ののべたところのものに歸因するならば、それら [変動] を1819年の法律に歸せしめるのは、公正ではない」として、リカードはアトウッドに対して、穀價と貨幣価値変動とは別個のものであり、現在の穀価下落は、アイルランドからの輸入拡大、豊作、国内ストックの過剰との三要因に歸せられるという第1回演説同様の主張をくり返す。のみならずここでもまたベアリングにホコをむけて、ベアリングが第1回の討論で金銀複本位制下における銀価値の安定性に関しての諸外国での経験を引あいにしなながら、しかも諸外国での穀価変動の不同性について口をつぐんでいたことをもなじろうとする。<sup>(11)</sup> いずれにしてもここでのリカードは、かたくなに穀価下落の原因がピール法による金平価復歸によるものではなかったという点を防御し

(10) もっともこのことは、永続的、全般的グラットを否定することとは矛盾しない。(cf. リカード〔9〕I/290-292.および真実〔14〕PP. 108-109.)

(11) 以上はリカード側よりするベアリングの主張であったが、ベアリング側よりするより立入った説明については、フェッター〔2〕PP. 101-103を参照のこと。また両者の論戦ではリカードが主として所得移転の観点にたっていたのに対して、ベアリングは主として価格調整ないしは雇用効果という観点にたっていたというフェッターの発言は、重要な指摘であろう。

なおさまざまな角度からではあるが、リカードを批判しベアリングおよびアトウッドを支援する演説も、モンク (B.Monck), ガーネイ (H.Gurney), アービング (J.Irving), エリス (E.Ellis) によってなされこれにリカードが答えたということについては、ゴードン〔3〕PP. 109-110を参照のこと。もっともこのうちエリスは、金本位平価復歸が現在の苦況の原因であり、また富の分配に無言の革命をもたらすことによって公債所有者と地主との間に階級斗争を惹起したことを否定しはしないが、しかもいったん定められた標準は守らるべきであるとしてピール法を擁護する。

ようとする姿勢で一貫していたとみられよう。

最後に第8にリカードは、藏相バアンシッターの事実誤認をとがめて、かれの第2回演説をしめくくる。すなわち、「藏相は、金ミアン(Amiens)条約〔1802年〕以前には騰貴しなかったといった。これは、まったく正確ではない。それ〔金〕は1799年に騰貴し始めたし、1800年にはそれ〔金〕は、£4-5-0であった」とする。

さてこのようなリカード対ベアリング+アトウッドを主軸とする討論ののち、ベアリングの修正動議は141対27で否決され、同法案は4月13日には第3読会にかけられそれを通過する。<sup>(12)</sup>そして5月7日にはジョージ4世第1および第2年法律26号(c.26 GeorgeIV1&2)として「〔イングランド〕銀行現金支払法」の立法化が行なわれる。そしてまた翌8日からは、イングランド銀行による金貨支払が開始され、1819年のピール法は、金貨本位としてではあったがここに金による平価復歸を完了したのである。(cf. フェッター〔2〕P. 98.)

#### IV 農業苦況委員会に対するグーチ氏の動議に対するリカードの演説

前述したように(cf. 真実〔15〕P. 96.)、農業不況とイングランド銀行現金支払をめざすピール法による金本位平価復歸=物価下落とは、きり離しがたく結びついていた。そしてまた前述したように(cf. 真実〔16〕P. 28, 注19.)、下院は1820年から22年までに三次にわたる農業委員会を設置し、それぞれに三つの報告書を作成した。なかでもハスキッソンの起案になるといわれる1821年の報告書(Report〔8〕)は、その分量においてもその内容においても、他の二者をしのぐものであった。また当該委員会は、委員長の名をとってグーチ(T. S. Gooch)委員会とよばれたが、その発端をなすものは3月7日のかれによる〈農業苦況に関する委員会〉の設立動議でもあった。これに対してわがりカードもその討論に参加したのみならず、委員会設立後はその委員として勢力的に穀物法強化の動きをケンセイすべく農業関係者等の証人にシンラツな質問をあびせるに至る。

以下当日のリカードの演説(cf. リカード〔9〕V/81-87.)<sup>(13)</sup>に立入るまえに、その発言を誘導した経過を紹介してみれば、つぎのようにもなる。

まず「かれ〔グーチ氏、以下Gと略称〕は『農業利益にいつも反対する紳士たち——とくにかれら〔紳士たち〕のなかでも経済の知識に対してひじょうにきわだっている個人(リカード氏)が、その委員会をしてかれら〔委員〕がかれらの審議によってどんな利益をもたらさう

(12) リカードはこの4月13日にもイングランド銀行を非難する演説を行ない、イングランド銀行の過剰発行が戦時中の減価の原因であったという。(cf. リカード〔9〕V/110.)

(13) スラッフアのいうように当時の議会報告の信用性には疑問がよせられたので(cf. 前注〔3〕)、当演説についてはとくにリカードの推奨するBritish Pressからのものが本文に使用されている。(cf. リカード〔9〕V/81, note 1.) ちなみにHansardからのものも, ibid, PP. 87-91に収められている。

のかをみることを許容するだろう』ことを熱心に希望する。『商工業 (trade) と農業とは互いにからまり合っているので、かれ〔G〕にとってはそれら〔商工業と農業〕がただ一つの利益としてあらわれるし、またかれ〔G〕はつねにそれら〔商工業と農業〕が互いにきしむものだと考えることを邪悪であると思う。』かれ〔G〕は農業利益を他のすべての諸利益の基礎と考え、またそれゆえに国家に対してその〔農業利益の〕価値が要求する保護をそれ〔農業利益〕に与えるように下院に求める」として、動議提出の口火をきる。そしてまたすぐにナッチブル (E. Knatchbull) 卿が、その動議に賛成の演説をする。これらに対して商務長官のロビンソン [(F. J. Robinson) は、自分が昨年類似の動議に反対した根拠はいかなる時にもあてはまるけれども、(cf. 真実〔16〕P. 29.) 今回は得策の問題というよりもむしろ感情の問題としてその調査委員会の設立に同意するという。さらにその後もそれらをめぐり、数人の間にヤリトリの続行もみられたらしい。(14)

これらのすべてをうけてリカードは、自己の立場を防衛すべく、ここでも積年の主張をくり返す。まず第1にリカードは、グーチの主張する農業と商工業との間における利害関係の一致ではなくして農業利益別して地主利害への偏重のあることを指摘するのみならず、商工業利害の代表者と目されるリカード自身が地主である事実を表明する。すなわち、「かれ〔R〕は国家のすべての利益が均等に顧慮されるということをきくとき、かれ〔R〕はそう感じるのだが、かれ〔R〕は地主の利益が主として考察されているといわざるをえない。かれ〔R〕は、かれ〔R〕が顧慮する特殊な利益をもつ商業人として代表されてきた。かれ〔R〕は、かれ〔R〕が商業人もしくは公債所有者としての利益に関わるものであることを否定する。かれ〔R〕は土地所有者であり、かれの利益は議会のそれと結合されている」という。

第2にリカードは、穀物価格の高低そのものには意味のないことについて農業利益の代表者であるウエスタン (Ch. Western) に同意はするけれども、(15)ウエスタンとは反対に原則としての穀物の自由貿易、實際上での相殺関税を主張する。すなわち、「かれ〔R〕は、穀物における自由貿易の原理を主張する。完全に実際上の自由貿易ではなくて、自分自分で最も有利なやり方でかれら〔あらゆる人およびあらゆる階級の人々〕の労働と資源とを投下するという一般的権利があらゆる人およびあらゆる階級の人々に許容さるべきであり、そしてそれがまた国家のために最も有利となるだろう。自由貿易の効果は、最も有利な率で穀物を得ることなのだろう。かれ〔R〕は、かれ〔国内の栽培者〕が外国の栽培者によって負担される諸掛り以上に租税で支払わねばならぬ諸掛りを償なう相殺関税を国内栽培者に欲した。しかし保護関税は、これら

(14) これらは大別して農業保護派=反リカード派とその反対派となり、前者に属するものとしてはカーウエン (J. Curwen)、ウエスタン (Ch. Western)、ベネット (J. Benette)、ブラウン (J. Browne) があり、後者にはウイトモア (W. W. Whitmore) がいたらしい。(cf. ゴードン〔3〕PP. 98-99.)

(15) スラッフアの脚注(リカード〔9〕V/82, note 1.)によれば、ウエスタンはパンの貨幣価格と労働者階級の状態との間の直接的関係を否定していたらしい。



の諸掛りの差額を超過すべきではない」とする。

第3にリカードは、穀物自由貿易に伴なう大陸からの安価な穀物流入への恐怖に対して、その真実の効果を示そうとする。すなわちその場合には、「穀物の価格がただちに引下げられ、また農業は現在より以上に苦況にさらされるかもしれない。しかしこの国の労働はただちに他のもつと有利な生産に適用されるであろうし、またもしも土地が耕作から投出されるならば、国内での穀物の生産を償なってあまりある価格の大きな下落を通じて、それら〔他の有利な商品〕は安い外国の穀物と交換されるかもしれない」として、不利な限界耕地の耕作放棄とそれらに使用されていた農業労働者をより有利な製造業品の生産にふりむけることとによって、イギリスからの製造業品輸出＝大陸からの安い穀物輸入という工業立国の図式をも描いてみせる。

第4にリカードは、現在施行中の1815年穀物法およびそれへの改正案というより技術的問題をも含めて、かれの穀物自由貿易論および工業立国案をより掘下げようとする。すなわち、「かれ〔R〕は、穀物輸入に関する恒久関税(permanent duty)に大きく反対する。かれ〔R〕は、穀物が下落するのに比例して騰貴し、穀物が騰貴するのに比例して下落する段階関税(graduated duty)にもより以上に強く反対する。不作の事例を、想定してみよう。栽培者は当然、数量の損失に対する救済策をより高価な価格に求めようとするだろう。だがかれ〔栽培者〕は、段階的保護価格の採用によって、それ〔その救済策〕から切離されるだろう。オックスフォード選出議員〔ロックハート(J.I.Lockhart)氏〕は、外国穀物の輸入に対して即時的に港を開くことは国家が租税の現在の名目額を支払うことを不可能ならしめるどころか、国家はまさにその状態から租税のより大きな名目額を支払いうるだろうという、かれ(リカード氏)によって発せられた謎とよばれてもよいものの解決を要求していた。<sup>(16)</sup>同議員は、ただちに解決をもつてであろう。農業の現在の体制の代りに、国家がずっとより容易な遂行をもつとより少ない費用で、現存体制によって現在栽培されるものと同一もしくはより大きな数量の穀物を生産するだろうようなものをみいだしうると想定すれば、多量の労働が農業での雇用から投出されるであろう。しかし下院をして、解放されるであろう資本の効果にかれら〔議員〕の目を止めさせよ。この資本は、他の商品の生産に使用されないだろうか？またそのように生産されたすべての商品は、国家全体に対する資本と利得との附加なのではないのだろうか？議員諸君は、穀物価格が半分に下落するであろうときに、国家にとっていかなる利得がいかにしてありうるだろうかと問う。かれ〔R〕の答は、生産された新しい商品が穀物に存在したであろう価値以外に積極的価値を含有するだろうというのである。同様に、穀物の自由輸入は資本の解放に導びくだろうし、それ〔資本の解放〕がまた商品を生産するのに使用され、それだけ多くの利得

(16) このロックハートの発言は、おそらく2月26日の穀物平均に関する討論の時になされたものであろうと推定される。(cf. リカード〔9〕V/83, note 1.)

なおこの時のカーウエンに対するリカードの発言は、穀物法の全面的な撤廃が農業苦況の唯一の救済策であるというものであった。(cf. *ibid.* PP. 78-79.)

をもたらすだろう。穀物と同様に商品も、価格の低い率であるだろうけれども、それら〔商品〕はそれらの数量から、それらの生産を償うだけでなく政府によって要求されるすべての諸掛りを支払うのに十分な価値を含有するであろう」として、段階的穀物課税案の不得策と穀物自由貿易による失職農業労働者の製造業転換をいま一度むし返しているといえよう。

第5にリカードは、農業苦況の一部が穀物の過剰生産に歸因するという首相リバプール(Liverpool)の観察に賛意を表するとともに、<sup>(17)</sup>課税が農業苦況の一因であるという見解に反対してつぎのようにいう。すなわち、「かれ〔R〕は、課税が害悪であることを知っている。しかし農業に対する課税は穀物がその〔穀物の〕生産の費用を償うのを妨げているというのは、真実であるとはいわれえない。もしある物を栽培し生産する諸掛りが大きければ、その品目に要求される価格はそれに照應するだろう。もしもかれ〔消費者〕の帽子もしくは他のいかなる物が課税されるならば、かれは消費者としてそれに対する附加的な価格を支払わねばならない。そして課税が過度に達すれば、それ〔課税〕はそのように課税された商品の消費を減少させるだろう。換言すれば、課税は課税された商品の要求を減少させるが、しかしそれ〔課税〕は需要されているだけの商品に対する生産のすべての費用の補償を妨げはしない。穀物が農業に対する課税のために生産されえないというのは、誤っている。ウェアム(Wareham)選出議員〔カルクラフト(J. Calcraft)氏〕は、かれ(カルクラフト)が£190の価値ごとに£3000に達するのべている塩に対する税金の説明によって、この命題の真実さについての大変確信的な事例を与えている。<sup>(18)</sup>£3000が塩に対して支払われるが、しかも塩は生産者に対して満足な利潤を与えている。かれ〔R〕は、消費者によって蒙られる困苦がないということの意味してはいない。しかしこのことは、課税のみが穀物栽培者に十分な報償を妨げているのではないということを示明する」として、課税は消費者にとっては不利であるかもしれないが、課税のみが農業苦況の原因ではないという持説をくり返す。

第6にリカードは、保税制度(warehousing system)と投機との関係にふれてつぎのようにいう。すなわち、「ひじょうに減少した価格で多量のものが市場に放出されるという見込みを伴うとき、誰が穀物に投機するだろうかと、かれ〔R〕は問われてきた。もしもかれ〔R〕が投機する気持であるならば、かれは穀物に投機するだろう。穀物が80s以下である間は市場を自分自身に確保してかれは取引するだろうし、またそれ〔穀物〕が79sであるときには市場に

(17) 上院でのリバプールの1月23日および2月21日の発言を、さしているようである。(cf. リカード〔9〕V/84, note 1.)

(18) これは、3月6日の家屋および窓税の廃止についての討論にさいしての発言であつたらしい。(cf. リカード〔9〕V/84, note 2.)

なおここでのリカードは、減債基金の維持をやめなければ減税は不可能であるというハスキソンに対して、決議提出者のマーベリ(J. Maberley)が減債基金の取りくずしによる減税を意味しているのではないとしたうえで、さらにまた国債償還のために使用さるべき減債基金が当局によって誤用されていると批判している。(cf. *ibid.* PP. 79-80.)

入ってくるのを許容されない商品についてなんらの恐れや警戒なしにそうするだろう」として、保税倉庫に穀物を備蓄しても、放出価格以下での投機は除去されえないと主張する。

第7にリカードは、かれに対するカーウエンやブルーム (Brougham) の詰問にはそれぞれつぎのように答える。すなわち前者の「われわれは、大陸におけるのと同じ率で穀物を栽培できるのだろうか」という質問に対しては、「できない。そしてその理由のためにかれ〔R〕は、それ〔穀物〕を輸入せねばならないだろう。それがまさに、かれ〔R〕のたどってきた議論なのである」とする。またその時議席にいなかった後者の「当該議員 (リカード氏) はどこからきたのか? かれ〔R〕はある他の遊星から降下したばかりではないのか? 多量の資本が農業に従事させられており、またその場合には (自由貿易の場合には) 使用から投出されるだろうということ、かれ〔R〕は知っているのだろうか?」という質問 (cf. 真実〔16〕PP. 34-35.) に対しては、「これは、求められる目的に関連することなく手段を考察しつつある。すべての資本の使用にさいして提起されている目的は、豊富な生産を獲得することである。もしもそれ〔穀物〕が栽培されうるよりもひじょうに安くかれ〔R〕が穀物を得ることができるならば、穀物を栽培するのに使用された資本はより安く得らるべき穀物を排除するので、〔その資本を〕厄介物であるとかれ〔R〕は思う。そのような資本は、まったく消滅させられた方がよい。しかしそれ〔その資本〕は、消滅させられないだろう。その大部分は、有利な通路に移転されるだろう」ということによって、劣等地に投下された不利な資本の他の有利な業種への転換によって、穀物自由貿易は可能であることを再確認しようとする。

第8にリカードはここで一転して国家的負債の問題を論じ、かれが公債所有者の代表として地主階級に不利な支払を強制させているという批難に答えようとする。すなわち、「……かれ〔R〕の意見では、たんに地主財産だけでなく公債もしくは他のあらゆる種類の財産が、〔国家的〕負債の支払を約束されている。戦争の全費用をかれらの仲間の市民のあるものの肩に残そうとするのは、公正ではない」として、公平負担という角度から、土地所有者よりする公債所有者その他への攻撃に反論しようとする。

最後に第9にリカードは、同委員会成立のアカツキに懸念される危惧を先取りするとともに、かれの結論的具體案をつぎのようにまとめようとする。すなわち、「自由貿易の利益を示すさらにいくつかの議論をしたあとで、また国家がその下で苦斗している不自然な不況から回復するというかれ〔R〕の希望を表出したあとで、同委員会が任命された場合農業の現在の困難に対してそれからの救済策を導出しようとする漠然たる希望から保護価格を引上げようと試みないのかというある恐れをもっていると、かれ〔R〕はのべる。結論としかれ〔R〕は、恒久関税に大きく反対するが、しかし段階的課税にはなおそれよりも大きく反対することによって、演説をしめくくる。かれ〔R〕は、もしなんらかの関税が採用されるとすれば、それは国内栽培者によって蒙られる課税の附加的な諸掛りを払戻すように計算されうる最低の相殺関税であろうことを希望する」として、救済策としての恒久関税および段階関税の強化に反対す

るのみならず、相殺関税の採用を推奨する。

さて以上の白熱した討議ののちグーチの動議は可決され、委員会も発足する。そして委員長グーチのほか、キャスルリィ (Castlereagh) 卿、ロビンソン、ハスキッソン、ブルーム、ウォードハウス (E.Wodehouse)、ベアリング、ナッチブル、サムナー (G.H.Sumner)、ウエスタン、ウォートレイ (S.Wortley)、オールソープ (Althorp) 卿、パーネル (H.Parnell)、スタージズ・ボーン (Sturges Bourn) 等々が委員に任命された。しかしデッキッソン (W.Dickinson) がリカードも委員に加えられるべきであるという動議を提出し、グーチもこれに反対しなかった結果リカードの委員選出がきまり、それと同時にカーウエン、ブラウンも委員に加えられることになった。<sup>(19)</sup>

さて当委員会は14週間にわたって継続され、42人の証人を喚問して農業苦況の原因および救済策を調査した。(cf. リカード [9] V/xxiv.) 証人中には大陸穀物事情について独自の調査を行ったジェイゴブ (W.Jacob) を別とすれば、<sup>(20)</sup>一方で農業利益の代表者であるハーベエイ (R.C.Harvey)、ロウズレイ (Lousley)、両エルマン (Ellman)、ホール (W.Hall) 等が含まれるが、他方では商人側のトゥック (T.Tooke)、ソリイ (E.Solly)、ホッジソン (D.Hodgeson) 等が含まれていたらしい。(cf. ヒルトン [4] P. 105.) 委員として証人喚問に当たったリカードは、前者にシンラツな質問をあげてかれらの不条理をつくるとともに後者による穀物自由貿易の主張に好感をよせている。<sup>(21)</sup>

(19) 委員中16名が保護強化賛成、12名が保護強化反対、2名が中立であったとされる。(cf. ヒルトン [4] P. 104.)

(20) ジェイゴブの証言については、服部 [13] PP. 267-278を参照のこと。

なおリカードは証人喚問にさいしてのジェイゴブについて、「ジェイゴブ氏の〔提出した〕事実は、興味あるものです。しかし問題の科学的部分についてわたしは、かれ〔ジェイゴブ氏〕がきわめて粗雑であると思いました。そしてかれがわたしを無作法であると思うとわたしが信じるまで、わたしはわたしの質問をたゆまずに行いました。わたしはかれの著作〔A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. ……1815. An Inquiry into the Causes of Agricultural Distress. 1816.等〕によって、かれがその問題についてひじょうに偏ったまた未熟な見解をとってきていることを知っていました」(リカード [9] VIII/87.) と批判する。

(21) 証人喚問におけるリカードの仕事は、なによりも「われわれの判断を導くべき第一原理をかれら〔農業者〕が無視することによって、かれらはこの重要な問題〔救済策〕についての助言者としていかに資格がないかを示すこと」(リカード [9] VIII/369-70.) であったらしい。

なお反対側証人の一人に数えられ貨幣価値騰貴のみを穀物価格下落の原因とみなすアトウッドに対してリカードは、「かれの無謬性への要求は、ハスキッソンとわたしによって批判的に調べられた。そしてかれがその科学〔経済学〕の偉大な師匠ではないように思われるだろうとわたしは信じます」という。(cf. *ibid.* VIII/370.)

なおリカード側の証人としてのトゥックについても、リカードは賛否両様の態度を保持する。まず、穀物法が穀物の平均価格を上げるのに無力であり、したがって穀物法は地主利益にとって無益であるというトゥックの証言には賛意を表す。しかし穀物法が存在しない場合にはイギリスの穀物生産は他国と競争可能なのでイギリスが年々消費する穀物量を平均して栽培できるというトゥックの意見にたいしてリカードは、「もしわれわれの港がいつでも規則的に開かれるならば、われわれは〔穀物〕輸入国になるだろうとわたしは確信する」(*ibid.* VIII/373.) という。なおこの点については、*ibid.* IX/86におけるリカードの同様の発言をも参照のこと。

ところで遅延に遅延を重ねる報告書の作成については、それが農業苦況をごまかす意図的遷延策ではないかというロックハート議員の閣僚攻撃に対して、5月31日の軍事予算の討議の席上でリカードがその当たaraざることを辯明するという一幕さえも生じた。(cf. リカード〔9〕V/114.)そしてついに報告書は、6月18日に刊行される。

いま長文にわたるその内容を当該《報告書》を書評したシーニョア〔10〕によって紹介してみれば、その叙述は(1)穀物法の実体(2)農業苦況の存在についての委員会の意見(3)苦況の原因およびそれらの原因が将来作用しそうな様態(4)穀物法の将来にわたる変更ならびにさし当てるの変更(5)農業請願のあるものの推理についての答辯という5項目からなっているとされる。しかしそれらの5項目中とくに重要と思われるものは(3)―(5)であるようなので、以下ではそれら3項目についてのみ、シーニョアの見解をも織込んで筆者なりに要約してみれば、つぎのようにもなるう。

まず(3)の現下の農業苦況の原因についての《報告書》の見解は複数原因論であり、なかでも(i)穀物の過剰を筆頭におき、それに(ii)金本位平価復歸による貨幣価値の上昇＝物価下落(ii)戦時中の経済のゆがみ(iv)穀物法の不備をあげる。(cf. シーニョア〔10〕P. 480.)

ついで(4)の穀物法改革という処方については、そのための指針としてつぎの2点に留意する必要がある。すなわち、(i)「できるだけ安定した価格での永続的かつ十分な穀物の供給」と(ii)「価格の恒常性は、……季節の〔変動に対する〕効果に反対する防御に依存する」(Report〔8〕P. 516.)とが、それらである。そしてその指針に添うものとしての差当てるの措置として、低率固定課税が提唱される。というのも現行の穀物法は小麦が1 q 80 sに達するまでは完全な輸出禁止、それ以上になれば無制限輸入という2段階からなっているけれども、それは完全独占と自由競争との無媒介的な切替でしかなく、したがってそれはまた穀価の変動を倍加させ農業者の採算を破壊するものとされる。もっともそのような低率固定関税が具体的にどのような水準のものであるかについては不明のままであるけれども。

最後に(5)の農業側請願の誤れる推理については、それぞれつぎのように答えられる。すなわち、(i)公共負担＝課税の重圧については、課税は等しく負担されるものだから農業だけに特殊的に作用されるものではないとされるし、(ii)製造業と同等に農業も保護せよという点については、劣等地耕作の進展に伴う穀物価格の上昇と技術進歩による製造品価格の低下、国際競争力における前者の劣等性と後者の優越性とを指摘しているし、(iii)国内市場を圧迫し投機を助長するものとされる保税倉庫制度についても、大陸で過剰な穀物の蓄積があるかぎり影響は同じであり、だとすればむしろ国内での備蓄の方がより望ましいともいう。

以上(3)―(5)にわたって当該《報告書》の要点を紹介してきたが、それはまたそのシメククリとして、「農業生産物市場における現在の苦況がわれわれ自身の栽培からの過剰の結果であるかぎり、その不便はいかなる立法的処置も軽減しえない原因から起っている」(Report〔8〕P. 534.)ということによって、農業者の請願にもかかわらず穀物法の強化を見送ってこれを自然

調節に任せようとする態度を表明するに至る。もっともピール法による金本位平価復帰に伴なう貨幣価値上昇も農業苦況の一因であることは十分に承認されるものの、しかも「これ〔金標準への復帰〕を議会の力で採用するのが唯一のコースであった」(ibid.P. 535.)として、これまた現状追認の態度を明示する。

さて当報告書は以上の如く表面的には自由貿易的主張を含む進歩的なものであったが、複雑な利害関係を反映してともすれば農業利害への妥協をよぎなくされたため、実質的には折衷的産物に終わってしまったといえるかもしれない。<sup>(22)</sup>

もっとも当会期は7月11日に閉じられたので、当《報告書》はその後なんらの立法的措置をとられることなく放置され、そのまま翌年に持越されるに至った。

## V むすびに代えて

以上の如く当会期においても、リカードの演説の中心は、依然として農業苦況とピール法による貨幣価値上昇との2点に絞られてきたといえよう。しかし先にふれたもの以外にもリカードは、つぎの如き演説を行っていた。すなわち、(i)公共勘定(3月29日)(ii)農業用馬匹税(4月5日)(iii)木材税(4月5日)(iv)議会改革(4月18日)(v)救貧法案(5月8日)(vi)予算(6月1日)(vii)馬匹虐待〔防止〕法案(6月1日)等々が、それらである。

このうち(iii)は、植民地カナダからの材木輸入に対する特惠関税の軽減に関するものであり、前年の〈ロンドン商人の請願〉(cf. 真実〔16〕pp. 22-27.)に添う自由貿易主義的傾向の動きを示すものとして、リカードももちろんこれに賛成の発言をする。<sup>(23)</sup>また(iv)は、前述の1819年の特別議会における発言同様(cf. 真実〔15〕PP. 102-103.)、リカードの議会改革への熱意を示すものとして重要であろう。<sup>(24)</sup>さらに(v)は、リカードの救貧法反対の意見をのべるものとして注目されるが、それはまた1819年の特別議会におけるオーエン計画反対の発言(cf. 真実

(22) 当報告書に対する賛否両論の代表例としてのAnnual RegisterとFarmers'Magazineとについては、スマート〔11〕Vol.II. PP. 15-16を参照のこと。また同一論点については、Report〔8〕の毛利訳(一)のくはしがき〕PP. 151-152をも参照のこと。

そして当《報告書》を書評したシーニョア〔10〕およびマカロック〔5〕は、大体において当《報告書》に対しておおむね好意的な評価を与えている。もっとも両書評とも、証言詳録は未刊であったので、本文のみの書評に終わっている。証言詳録の刊行月日は不明であるが、少なくとも8月22日までは未刊であったようである。(cf. リカード〔9〕IX/38.)

(23) もっとも、当時のこのような自由貿易的傾向は、実質的には貨幣・収入・農業政策の系として推進され、理論的でもなく一貫性にも欠けていたとされる。(cf. ヒルトン〔4〕P. 173.)

(24) 真実〔15〕P. 106. 注(23)でものべたように、ここでの強調点は、むしろ無記名投票におかれており、それは1818年頃にかかれリカードの死後マカロックによって発表された'Two Papers on Parliamentary Reform'(リカード〔9〕V/490-512.)に近い立場をとるものといえよう。なおリカードの議会改革論については、吉沢〔17〕をも参照のこと。

[15] P. 103.) とも関連づけられるものといえよう<sup>(25)</sup>。

他方この年には Political Economy Club の創設もみられ<sup>(26)</sup>, 新しい経済学としてリカード経済学が定着していくが, それと同時に議会においてもまた経済学者議員リカードの比重は高まりをみせる。しかしその反面リカードは, ピール法の推進者, 農業不況切捨論者としてその偏理論的態度を追求され, その発言はともすればより防衛的色彩をおびるに至る。

事実この1821年会期には予定を2年早めて金貨本位制による平価復歸が完成する。しかも打続く農業苦況は, 当会期に農業委員会の成立とその《報告書》の作成を実現させたが, それに伴う立法措置は見送りになったため, それはそのまま翌年にもちこされる。翌年の1822年には前年度の委員を引継いだ形での農業委員会が設立され, 証人喚問なしに前年度の《報告書》をもとにして短かい《報告書》が提出され, それらに基づいて1822年の穀物法改正が行なわれる。そしてこれらに対してリカードは, 小数意見として自己の立場を《農業保護〔反対〕論》(1822年)にまとめる。しかしこれらのすべてについては, 次稿を期したい。(1987. 2. 10.)

---

(25) なおこの点についての詳細は, リカード『原理』第18章〈救貧税〉(リカード〔9〕I/257-262.)をも参照のこと。

(26) 経済学クラブの設立およびその後の経過については, Political Economy Club〔7〕および藤塚〔12〕を参照のこと。

〔引用文献〕

- 〔1〕 Barnes,D.G.,A History of the English Corn Laws from 1660—1846.1930.〔Kelley's Reprint. 1965.〕
- 〔2〕 Fetter,W.F.,Development of British Monetary Orthodoxy,1795—1875.1965.
- 〔3〕 Gordon,B.,Political Economy in Parliamint,1819—1823.1976.
- 〔4〕 Hilton,B.,Corn,Cash,Commerce.The Economic Policies of the Tory Government,1815—1830.1977.
- 〔5〕〔McCulloch,J.R.〕,Agricultural Distress,Causes,and Remedies, (Edinburgh Review,Vol.36, NO.72.Feb.1822.)
- 〔6〕 Peel,R.,The Speeches of the late Right Honourable Sir Robert Peel,Bart.delivered in the House of Commons.with a general explanatory index,and a brief chronological summary of the various subjects on which the speeches were delivered.4Vol.s.1853.
- 〔7〕 Political Economy Club,founded in 1821.Vol.1—6.,with Revised Report of the Proceedings at the Dinner of 31st May,1876,held in Celebration of the Hundredth Year of the Publication of the“Wealth of Nations”,Right Hon.W.E.Gladstone,M.P.,in the chair.〔reprinted in the Vol. 1—5 of Political Economy Club,by Nihon Keizai Hyoron Sha.1980.〕
- 〔8〕 Report from the Select Committee of the House of Commons , to whom the several Petitions complaining of the distressed State of the Agriculture of the United Kingdom were refered:Ordered to be printed 18th June,1821. (repinted in Annual Register.Vol.63.1821.Appendix to chronicle,PP.506—535.) (毛利健三〔訳〕, 農業不況に関するイギリス下院報告書〔1821年〕(1)–(3)〔福島大商学論集, 第35巻第2—第4号, 1966. 9 &12.1967. 3.〕)
- 〔9〕 Ricardo,D., The Works & Correspondence of David Ricardo.ed. by P.Sraffa with the Collaboration of M.H.Dobb. Vol.I— XI.1951—1973. (堀経夫, 末永茂喜, 鈴木鴻一郎, 中野正, 杉本俊朗, 玉野井芳郎監訳, リカード全集, 第1—第10巻〔第11巻末訳〕1969—1972.)
- 〔10〕〔Senior,N.W.〕,Report on the State of Agriculture. (Quarterly Review,Vol.25,NO.50.July 1821.)
- 〔11〕 Smart,W.,Economic Annals of the Nineteenth Century.Vol.I.1801—1820 & Vol.II.1821—1830.1910 & 1917.
- 〔12〕 藤塚知義, 経済学クラブ—イギリス経済学の展開—1973.
- 〔13〕 服部正治, ウィリアム・ジェイコブの農業保護論 (立教経済学研究, Vol. 38, NO. 3, 1985. 1.)
- 〔14〕 真実一男, リカード経済学入門 (増補版) 1983.
- 〔15〕 ——, 経済学者議員リカード——その前期を中心として—— (奈良産大開学記念論文集, 1985. 11.)
- 〔16〕 ——, 経済学者議員リカード(2)——後期第1会期(1820年)を中心—— (奈良産大産業と経済, 第1巻第1号, 1986. 6.)
- 〔17〕 吉沢芳樹, リカードの議会改革論と経済学の分析視角(専修大経済学論集, 第6号, 1968. 11.)

〔後記〕 本論文に関する分献入手については, 真実〔15〕および〔16〕後記にあげた方々のほか, 新たに熊本商科大学の畠啓氏の御配慮をえた。心からの感謝を捧げたい。